

3 二以上の請求項に係る特許の二以上の請求項について特許無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

4 請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない。

(審理の終結の通知)

第一五六条 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第百六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第二項の規定により指定した期間内に被請求人が第百三十四条の二第一項の訂正の請求若しくは第十七条の五第二項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

6 二以上の請求項に係る実用新案登録の二以上の請求項について実用新案登録無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

〈第四十一条で準用する特許法第百五十六条第一項(同条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは、「事件が」と読み替える)〉

〈第五十二条で準用する特許法第百五十六条第一項(同項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と読み替える)〉

〈第五十八条第二項、第三項で準用する特許法第百五十六条第一項〉

〈第五十六条第二項で準用する特許法第百五十五条第三項〉

〈第五十六条第一項で準用する特許法第百五十六条第一項(同条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と読み替える)〉